⑹　本業務に事業協同組合として申請書等を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出することはできない。

⑺　電子調達システムによる場合は、電子認証（ＩＣカード）を取得していること。

⑻　仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、提出期限までに申請書等を提出していること。

⑼　平成19年度以降に、下記㋐に示す機関等が発注した、下記㋑に示す設備に係わる保守又は点検業務等において、受注者として業務を完了（令和４年３月31日までに完了見込みを含む）し、その履行実績を証明した者であること。

なお、履行実績は、建設業法上の建設工事のうち、「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績並びに製造契約による実績をもって代えることが出来る。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応により業務の一時中止等を行ったことにより完了していない業務についても履行実績の対象とする。

㋐　発注機関等は次のいずれかに該当する機関等とする。

・国の機関（事業団、特殊会社、独立行政法人及び特殊法人等改革基本法の対象法人を含む。）

・地方公共団体又は公共機関（災害対策基本法第二条第五号に規定する指定公共機関、第六号に規定する指定地方公共機関。）

・地方公社（地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づく地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づく地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づく土地開発公社又は地方公共団体の出資する公益法人その他であって、その名称に「公社」の文字が用いられているもの。）

・上記機関が発注した業務の場合は再委託でもよい。

・民間企業

㋑　対象設備は次の①から②のいずれか１つの設備とする。

①　多重無線設備

②　長距離（30㎞以上）用光伝送設備

⑽　本業務の配置予定管理技術者は、申請書等の提出期限の時点で次の①から⑨のいずれかひとつの条件及び履行開始（令和４年４月１日）時点で⑽から⑫の条件を満たすこと。

なお、業務経験は、電気通信施設点検基準（案）によるいずれかの設備の保守又は点検業務（再委託の実績含む）の実績又は建設業法上の建設工事のうち「電気工事」又は「電気通信工事」の施工実績、製造実績とする。

①　学校教育法による大学、短期大学、高等専門学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者、もしくは専修学校において電気工学又は電気通信工学に関する学科を修め、専門士もしくは高度専門士と称する者で、卒業後３年以上の業務経験を有する者であること。

②　学校教育法による高等学校、専修学校もしくはこれらに相当する外国の学校において、電気工学又は電気通信工学に関する学科もしくはこれらに相当する外国の学科を修めた者で、卒業後５年以上の業務経験を有する者であること。

③　上記①及び②以外の者で、７年以上の業務経験を有する者。

④　第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑤　技術士（総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る。））、技術士（電気電子部門）のいずれかの資格を有する者。

⑥　１級電気工事施工管理技士、２級電気工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑦　１級電気通信工事施工管理技士、２級電気通信工事施工管理技士のいずれかの資格を有する者。

⑧　工事担任者（ＡＩ第一種）、工事担任者（ＡＩ第二種）、工事担任者（ＤＤ第一種）、工事担任者（ＤＤ第二種）、工事担任者（ＡＩ・ＤＤ総合種）のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑨　電気通信主任技術者（伝送交換主任技術者）、電気通信主任技術者（線路主任技術者）のいずれかの資格を有し、業務経験が３年以上ある者。

⑩　通常の勤務時間帯において、沖縄本島内を主たる勤務地としていること。

⑪　配置予定管理技術者は、沖縄総合事務局（国土交通省含む。）発注の他の保守業務、点検業務又は運転監視業務の管理技術者を兼務することができる。

なお、兼務する場合は、履行開始（令和４年４月１日）時点の手持ち業務量（電気通信施設の保守業務、点検業務及び運転監視業務の当初請負金額の合計をいう。）は、２億円未満かつ５件以下であること。（本業務を含み、契約済み及び落札決定後未契約のものを含む。）

配置予定管理技術者は、複数申請できるものとする。

なお、配置予定管理技術者を複数申請する場合は、落札決定後に上記条件を満たす者を管理技術者として特定するものとする。

本業務の管理技術者が、他の保守業務、点検業務又は運転監視業務を兼務する場合は、本業務の履行開始（令和４年４月１日）までに発注者に兼務しようとする業務の概要を届出なければならない。

管理技術者の手持ち業務量は、本業務の履行開始（令和４年４月１日）から履行期間中に上記条件を超えないこととし、超えた場合には遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該管理技術者を、以下のａ～ｄまでの全ての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合がある。

ａ　当該管理技術者と同等の業務実績（入札説明書又は特記仕様書で規定している業務実績。）を有する者。

ｂ　当該管理技術者と同等の技術者資格（入札説明書又は特記仕様書で規定している資格及び実務経験等。）を有する者。

ｃ　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している、配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者。

ｄ　通常の勤務時間帯において、沖縄本島内を主たる勤務地としていること。

⑫　配置予定管理技術者は、入札参加資格希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係があること。

３　入札書の提出場所等

⑴　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先

総務省電子調達システム

https://www.geps.go.jp/

〒900―0001 沖縄県那覇市港町２丁目８番14号　沖縄総合事務局南部国道事務所経理課契約係　電話098―861―2337

⑵　紙入札方式による入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先　⑴の問い合わせ先に同じ。

希望者には、郵送等による交付を行うので申し出ること。この場合において送料は希望者の負担とする。

⑶　入札説明書の交付期間　令和４年１月14日から令和４年３月９日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日９時00分から17時00分まで。

⑷　電子調達システム及び紙入札方式による申請書等の提出期限　令和４年１月28日17時00分　郵送（書留郵便に限る。）による場合は上記期限までに必着すること。

⑸　電子調達システム及び紙入札方式による入札書の提出期限　令和４年３月９日17時00分　郵送（書留郵便に限る。）による場合は上記期限までに必着すること。

⑹　開札の日時及び場所　令和４年３月10日14時00分　沖縄総合事務局南部国道事務所入札室

４　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除